

南北朝期の宮氏

木下和司

【序論】

私が宮氏に興味を持ったのは、「中世を読む会」で有地氏を担当し、その調査過程で有地氏の惣領家・亀寿山城主宮氏に接する機会を持ったためです。宮氏は、室町時代には幕府奉公衆として足利將軍家に近侍する備後最大の国衆でしたが、戦国時代初頭の動乱のなかで惣領家及び庶子家の殆どが滅んでしまったために、その家系や所領に関する史料が山内首藤氏や小早川氏のようにまとまって伝来せず、謎の多い一族となっています。しかし、最近の『広島県史』や『岡山県史』、『室町幕府守護制度の研究』（佐藤進一氏著）といった書物に見られるように、南北朝期に宮下野入道が備中守護を務めたことが明らかになってきています。宮下野入道の備中守護在職については、前述の『室町幕府守護制度の研究』に『東寺百合文書』および『春日神社文書』等を徴証として詳しく立証されています。但し、備中守護を務めた人物については、『広島県史』と『岡山県史』は宮下野守兼信を、『室町幕府守護制度の研究』では宮下野守氏信を比定しており、混乱が見られるようです。備後の郷土史を研究

されている方々には明らかのように、備中守護を務めたのは下野守兼信であると考えられるのですが、この小論は私が調べた宮氏に関する南北朝の史料を整理して、備中守護を務めた人物が誰なのかを比定する作業を行った過程について記述したものです。

もともとこの小論は、機関誌「中世を読む」に何か書いて見ませんかと言う田口会長のすすめ従って宮氏一族について書いてみようとしたことに端を発しています。しかし、宮氏一族を全体的に捉えることは浅学の私には困難だったため、今回は備中守護職への補任を中心として南北朝の宮氏についてまとめたものです。備後の郷土史を学び始めて半年にしかならないため、考え違い等が多々あると思いますが、先達の皆さんのご批判・ご批評を仰ぎたく、ご指導を宜しくお願い致します。

尚、この小論を書くに当たっては田口会長の書かれたものを多数参考にさせて戴くとともに、会長より貴重な助言を戴きました。謝意を表させて戴きます。参考にさせて戴いた文献については、本稿末に他の参考文献とともにまとめて提示致します。

【宮氏の家系】

南北朝時代からは少し時代は下りますが、康正二年（一四五六）の内裏造営費用の受取りの一部である「康正二年造内裏段銭并国役引付」〔群書類従一所収〕を見ると宮氏に関する次の記述が目にはいります。

五貫文	宮下総殿	備後一国之内段銭
拾貫文	宮下野守殿	備後国之内段銭
一貫文	宮彦二郎殿	備後国之内段銭
一貫文	宮五郎左衛門殿	備後国神石郡高光郷段銭
五貫文	宮式部丞殿	備後国段銭
拾貫文	宮下野守	備後国之段銭
二貫文	宮彦次郎殿	備後国内三ヶ所之段銭
式拾貫文	宮上野介殿	備後国所々七ヶ所段銭

この記述によれば、康正二年時点で宮氏には下総・下野守・彦次郎・五郎左衛門・式部丞・上野介を名乗る六つの段銭京済を許された家系、即ち奉公衆に属する家系があったことが分かります。また、段銭とは領地の凶田面積（実際の領有面積とは異なり、大田文に記載された課税対象面積のことですが、実際の領有面積に比例していると思われる。）に対して一段当たり何文と言うかたちでかけられる税金ですから、下野守・上野介両家が圧倒的に広い領地を持ち、続いて下総家・式部丞家・彦次郎家・五郎左衛門家となっていたと考えられます。

次に、室町將軍家の直轄軍である奉公衆の權表は「御番帳」と呼ばれていて、現代まで伝わっているものは、「一文安年中御番帳」、「永享以来御番帳」、「長享元年九月十二日常徳院殿様江州動座當時在陣衆着到」、「東山殿時代大名外様附」、「久下文書所収四番交名」の五種類（以上まとめて「御番帳」等と略す）があります。この中に散見される宮氏を各番毎に整理したものが表一（次ページ）です。

表一を見ると宮氏は奉公衆五ヶ番の内、一番・四番・五番に属していたことが分かります。この「御番帳」等に出てくる宮氏は、四番衆に上野介・彦次郎・式部丞と見え、五番衆に下野守・五郎左衛門尉の名が見えて「康正二年造内裏段銭并国役引付」に認められる五つの家系と一致します。しかし、残るひとつの家系・下総家については、「御番帳」等ではその名前が確認できませんが、一番衆に見られる宮氏ではないかと思われまます。したがって左記の六つの家系が宮氏にあったと仮定して、仮名・通字・官途等をたよりとして史料にでてくる宮氏の名前を各家系毎に分類したものが本稿末に添付した付表一・二です。

付表一・二から明らかなように宮氏には室町時代初期から二つの有力な家系、次郎左衛門尉・上野介を代々の官途として名乗りに「信」を通字とする家系（以後、上野介家と呼ぶ）及び、下野守を代々の官途とし、名乗りに「盛」を通字とする家系（以後、下野守家と呼ぶ）があった事が分かります。また、応永年間以降には奉公衆四番に属する彦次郎を仮名とする家系と、同じく式部丞を官途とする家系が存在していたことが分かります。さらに永享年間以降になると奉公衆五番に属する又五郎を

表一 諸番帳・康正二年引付の宮氏

番帳名	文安番帳	永享番帳	康正二年引付	久下番帳(四番)	長享番帳	東山殿時代番帳
番/年代	1444～49年	1450～56年	1456年	1459～65年	1487年	1492～93年
一番	宮孫左衛門大夫 宮孫左衛門尉	宮孫左衛門大夫	(宮下総力)		宮平次郎	宮常陸介
四番	宮上野介 宮彦次郎 宮三河入道	宮上野介	宮上野介 宮彦次郎 宮式部丞	宮上野介 宮彦次郎 宮式部丞	宮若狹守宗兼 宮近江守 宮弥太郎	宮上野入道 宮若狹守 宮又次郎 宮近江守
五番	宮下野守 宮五郎左衛門尉 宮三郎	宮下野守 宮修理亮 宮五郎左衛門尉	宮下野守 宮五郎左衛門尉		宮下野守政盛 宮五郎左衛門盛秀	宮下野守 宮五郎 宮五郎左衛門尉 宮中務丞 宮伊賀入道

【出典】

略称	正式名称	出典
文安番帳	「文安年中御番帳」	『群書類従』
永享番帳	「永享以来御番帳」	『群書類従』
康正二年引付	「康正二年造内裏段銭并国役引付」	『群書類従』
久下番帳	「久下文書四番交名」	『史林』63巻6号 今谷明氏「東山殿時代大名外様附」について
長享番帳	「長享元年九月十二日常德院殿様 江州御動座當時在陣衆到着」	『群書類従』
東山殿時代番帳	「東山殿時代大名外様附」	『史林』63巻6号 今谷明氏「東山殿時代大名外様附」について

【注】「文安番帳」、「永享番帳」の成立時期については、『日本歴史』274号、福田豊彦氏「室町幕府の『奉公衆』～御番帳の作成年代を中心として～」によっています。

仮名として五郎左衛門尉を官途とする家系が登場してきます。この五つ
の家系については古文書・日記等の史料で確認が取れるのですが、奉公
衆一番に属する家系については「群書類従」所収の「御番帳」等にしか
認められません。

この小論の目的は、南北朝期に備中守護を務めた宮氏の家系及び人物
を比定にすることですから、前述の下野守家または上野介家とその対象
となると考えられます。この時期の史料は仮名・官途のみが書かれてい
て、実名の不明なものが多いため、次項ではこの二つの家系について史
料を分析することで、各文書に現われる人物の実名を明らかにし、備中
守護を務めた人物を比定したいと思います。

【南北朝期の宮氏(一)】

宮氏の名が歴史上に現われるのは、「太平記」巻七(船上合戦事)で、
元弘三年(一一三三)閏二月、船上山の後醍醐天皇のもとに馳せ参じた
中国地方の兵の中に備後国一族として江田、広沢、宮、三吉と見える
のが初見となります。続いて宮一族の具体的な人名が現われるのも『太
平記』が初見で、巻二二(義助朝臣病死事附軍事)康永元年(一二四二)
の伊予国川之江城攻めに足利尊氏方・細川頼春の武将として備後の豪族
宮下野守兼信の名前が見えます。同じく「太平記」巻二九に、観応二年
(一二五一)一月高師泰が石見国から摂津・播磨へ引き返す途中、足利
直義方の武将上杉憲能に追撃されたとき、その殿軍として宮兼信が活躍
したことが書かれています。このように宮兼信は南北朝の争乱期に尊氏

方に属していたことが分かるのですが、兼信の面目躍如たるのは「太平記」巻三八の宮内合戦で、備後国の大半を討ち従えた足利直冬の大军を向こうに廻して亀寿山城に籠城し、貞治二年（一三六三）九月には息の下野次郎氏信とともに直冬の大军を打ち破っています。このとき兼信は出家していたようで宮下野入道道山と書かれています。後述しますように、別の古文書には入道道仙とあり、兼信は法名として道山または道仙と号したようです。また、この記述が次郎氏信の初見となります。兼信の出家時期については「太平記」巻三一（八幡合戦事付官軍夜討事）観応三年（一三五二）四月二十五日の条に宮入道の記述が見え、この年までに兼信は出家したものと思われまます。また、「賢俊僧正日記」文和四年（一三五五）五月十九日の条に、宮入道が三寶院賢俊を通じて足利尊氏、義詮の二人を京の宿舎に招待したと言う記述があります。この二人の訪問は、『福山市史』の言うように観応の擾乱に際して、備後最大の勢力であった宮氏を尊氏方に引き付けておくためであり、これが先の宮内合戦での兼信・氏信の奮戦の伏線となっています。

少し時代を下って「花栄三代記」永和元年（一三七五）三月二十七日の条に、石清水八幡宮参詣足利義満近習として宮下野守の名が見えます。これは誰を指すのでしょうか。先に述べましたように、下野守と称していた兼信は観応三年には下野入道と名乗っており、この人物には該当しません。では、兼信の子息として見える次郎氏信なのでしょうか。

「花栄三代記」永和元年四月二十五日の条に、石清水八幡宮参詣足利義満近習に宮下野二郎という人物が見えます。この下野二郎は氏信と思わ

れ、左記の下野守には該当しないと考えられます。このことを確認するために、氏信の官途を調べて見ることにします。

室町時代の文書で個人の仮名から官途への変化を追うことができる格好の史料に『群書類従』所収の「御的日記」があります。「御的日記」は、室町幕府の年中行事である御的始めの射手と成績を建武年間から寛正年間まで記録したもので、射手を務める家系の中に斎藤・屋代・小笠原・陶山・小串のように個人が長期間連続してその任に当たったものがあり、個人の仮名から官途への変化を追うことができます。この「御的日記」の射手のなかに、

・ 斎藤三郎 ↓ 斎藤三郎左衛門尉
・ 熊谷次郎 ↓ 熊谷次郎左衛門尉
・ 小串次郎持行 ↓ 小串次郎右衛門尉持行

とあるように、仮名の下に左衛門尉とか右衛門尉を付けて官途することが一般に行われていたと考えられます。南北朝期の宮氏の史料を調べてみると、永和三年（一三七七）三月十日付けの「備後守護今川了俊遵行状」（早稲田大学附属図書館蔵）によれば、長井能里がその所領・備後国長和庄東方及び石成庄下村を宮次郎左衛門尉なる人物に押領されていると訴えています。前述の官途に関する慣行と年代から考えて、この次郎左衛門尉が次郎氏信の官途と推定されます。この推定の根拠として康暦三年（一三八二）二月の日付をもつ「長井能里申状案」（早稲田大学附属

図書館蔵)が挙げられます。この文書も前述の長井能里が、かれの所領・備後国長和庄東方及び石成庄下村を押領している宮氏を訴えたものです。この申状に、

「故宮入道々仙次郎左衛門尉雖支申之、……………」
父

とあって、父子二代に渡つて長井氏代々の本領である長和庄東方と当代勲功の賞である石成庄下村を押領しているので返却させて欲しいと訴えています。したがって、宮次郎左衛門尉は、宮下野守兼信の子息次郎氏信と同一人物であることが分かります。

また、氏信は次郎左衛門尉の次ぎに、上野介を官途としていたと考えられます。その根拠としては、応永六年(一三九九)の大内義弘の乱を記した「応永記」(『群書類従』所収)に、

「宮田ハ自元一家ノ事也。敵ニハ何ヲカサタベキトテ大館ガ陣ニ懸ケルニ宮ノ上野ハ大将宮田ヲ討取ントテ、敵ノ中ヘハイリテ入。落合者七八人討取テ敵二十餘騎ト懸合テ散々ニ戦テ。終ニソコニテ討死ス。」(この合戦は応永六年九月以降と考えられます。)

とあり、義弘に味方して丹波に挙兵した山名時清の将宮田と戦つて討死した宮上野が氏信にあたると考えられます。『大日本史料』所収の『東海瓊華集』の中に「宮上州勝源因公禪定門三十三回忌拈香語」という文書

があります。これは、宮上州即ち宮上野介の三十三回忌の拈香を記録したもので、この中に

「(前略) 某人、中国用武名家、道山衝楼賢息、……………」

(六年)

(中略) 応永己卯、叛臣抛南紀、同逆将自丹陽襲京師、
(中略) ……、然公中数瘡以歿、……………(後略) ……」

とあり、宮上野介は宮入道々山(兼信)の子息次郎氏信であると考えられます。また、「東寺光明講過去帳」(『群書類従』所収)に、

応永六年十二月七日

丹波国合戦死亡宮下野入道以下士卒

とあって、場所・日時から見てこの下野入道はおそらく上野介の誤りではないかと考えられます。

ここまでの作業で宮氏信は仮名として次郎、官途としては次郎左衛門尉・上野介を名乗り、父・兼信の官途である下野守を世襲しなかつたことが分かりました。したがって宮氏信は、下野入道と称していませんから、備中守護を務めた人物ではないことが確認できたこととなります。この時代は、官途・仮名を問わず世襲傾向の強いのが一つの特徴となっています。事実、後述するように氏信以降、その直系は代々、次郎左衛門尉・上野介の官途を世襲しており、氏信が兼信の官途を継承しなかつ

たことは非常に珍しいことと考えられます。この謎については、本項の最後に少し私見を述べてみたいと思います。

では、氏信と同時代、「花栄三代記」永和元年（一三七五）四月二十五日の条にみられる宮下野守は誰なのでしょう。このことを考える上でポイントとなる古文書を次ぎに示します。

「山内首藤家文書」（『大日本古文書』所収）

八三 將軍家（足利義持）御教書

宮次郎右衛門尉氏兼申備後国石成庄下村、同門田、山野郷内江谷

比多野并服部郷、同永末事、早宮下野入道相共、止舎兄満信妨、

可致沙汰居氏兼代於下地之由、所仰下也、仍執達如件、

（斯波義重）

応永十五年十月十三日

沙弥（花押）

（熙通）

山内四郎次郎殿

（書き下し）

宮次郎右衛門尉氏兼申す備後国石成庄下村、同門田、山野郷内江谷

比多野并服部郷、同永末の事、早く宮下野入道相共に舎兄満信の妨げを止めて、氏兼代に下地を沙汰居し致すべきの由、仰せ下される所なり、仍て執達件の如し。

このような文書は、將軍の意を受ける形で管領が発給したもので、宮下野入道・山内四郎次郎に充てて石成庄下村等に対する宮満信の押領を止めさせて、領地を宮氏兼に引き渡すよう命じているものです。宮下野入道・山内四郎次郎は、「兩使」とか「使節」とか呼ばれているもので、室町幕府の訴訟に対する判決を執行する執行官に当たり、守護、または「国上使」と呼ばれる特殊な地位にある国人が執行にあたる場合以外は、二人一組みで執行に当たります。この文書には三人の宮姓の人物が登場します。訴訟の当事者である宮満信・氏兼兄弟と使節の一人である宮下野入道の三人ですが、この三人の関係が「花栄三代記」にあらわれる宮下野守（下野入道は、年代から考えてこの人物が出家したと考えられます。）を探る一つのポイントとなります。この事については項を改めて述べることにし、まず宮氏信と満信・氏兼兄弟の関係を考えてみます。氏信と満信・氏兼兄弟の関係を考える上でのポイントは、「御教書」に出てくる地名・石成庄下村です。石成庄下村は、長井能里が宮氏信（次郎左衛門尉）に押領されると訴えていた土地です。このことと「山内首藤家文書 八三」を合わせて考えて見ると、宮氏信は自分の領地をその嫡子満信と庶子（おそらく次男）氏兼に分割相続させたものと考えられ、この結果、石成庄下村は氏兼の所領となったと推定されます。南北朝期は、所領の相続方式が庶子分割相続から嫡子単独相続に変わっていった時代です。例えば、山内首藤氏は元徳二年（一三三〇）の山内資通から通時への相続以降、嫡子単独相続制へ移行しています。このような時代背景から氏信の分割相続に不満を持った満信が、分割された氏兼

の所領石成庄下村以下を押領したと考えられます。「山内首藤家文書 八三」は、氏兼が満信の押領を幕府に訴えた訴訟の判決を伝えた文書と思われまゝ。また、満信が嫡子であることの徴証として

・応永十九年七月十六日（『石清水八幡宮放生会記』）

石清水八幡宮足利義持公御参向供奉衛府 宮次郎左衛門尉満信

・応永二十八年十一月十三日（『花宮三代記』）

伊勢神宮將軍家代参人

宮上野助（介）満信

とあつて、氏信の官途、次郎左衛門尉・上野介を継承しており、氏信嫡子と考えられます。

以上より、宮兼信の家系は兼信が下野守・下野入道と名乗つた以外、その子孫は次郎左衛門尉・上野介を代々の官途としたと考えられます。では、兼信の後に下野守を名乗つたのは誰なのでしょう。次に、このことについて考えてみます。

「山内首藤家文書 八三」のもう一つのポイントと書きました三人の宮姓を持つ人物の関係を当時の訴訟制度から考えてみたいと思います。三人のうち宮満信と氏兼は兄弟ですが、この領地争いでは被告と原告、当時の言葉で言う「論人」と「訴人」に当たります。ここに訴訟判決の執行官に当たる「使節」の一人として宮下野入道が登場します。当時、訴訟判決の執行官として備後・安芸両国でも「使節」は度々登場し、執行制度として一般的なものでした。したがつて「使節」を務める人物についても、一般的な規則が存在していました。その最も重要な規則は、訴訟に対して公平な立場を保てるかどうかと言うことです。これは現在

の裁判制度でも同じで、被告及び原告と利害関係があるものはその裁判に携われない規則となっています。

当時の事情を示す史料として、安芸国造果保の領有をめぐる小早川宗平と嚴島了親の争いについて見てみます。尚、以下の記述は『国上使』・

「国使節」に関する覚書（『広島県史研究五』所収）によつています。応安六年（一三七一）の「小早川家証文四九七号 室町幕府裁許下知状写」によると、この時の「使節」は、小早川春平と平賀重宗でしたが、了親側から

「且両使平賀彦四郎入道者老足之仁也、小早川左近入道者一族也、」

つまり重宗は老人であるから証言能力がないし、春平は同族であるため公正さに欠けるとクレームがきました。これに対して幕府はに次ぎのように答えています。

（平賀重宗）

「使節善来者、當国高屋保、自父祖相傳之、處覺者、雖為同名、

（小早川春平）

大内介入道道階令同心了親寄来要害、及合戦之上者、當敵也、
武田一族古敵之上、依為本御使、被仰被等訖、今更不足繆難、」

この文書で幕府は、春平・重宗以外に「使節」を務める資格がある人物として大内介入道道階（弘世）及び安芸守護武田氏をあげていますが、

道階は了親に同心して造果保で合戦に及んでいるから不適格、武田一族は過去に小早川氏と敵対関係を持つ古敵であるから不適格として、この件に関する「使節」は同族ではあるが別家であり、造果保に利害関係がなく公正を保つことができる春平と重宗を充てると決しています。小早川家系図によると、春平は沼田小早川氏五代目、宗平は小早川小泉氏二代目で春平とは従兄弟の關係にあたります。造果保の領有権は、宗平の父氏平の代から継続している問題で当初から春平と重宗が「使節」を務めています。

以上から判断して、「山内首藤家文書 八三」に現われる宮下野入道は宮満信・氏兼兄弟と同族ではあるが、訴訟の地である石成庄下村等に利害關係を持たない別家であると考えられ、下野守の官途は同族の別家がこれを引き継いだと考えられます。次項からこの別家で下野守の官途を引き継いだ宮氏について考えてみることにします。

【南北朝期の宮氏(二)】

別家の宮氏として南北朝期に姿を見せるのは、「浄土寺文書」中の貞和二年(一三四六)四月二十六日付け「室町幕府執事(高師直)奉書」の充所となる宮平太郎と名乗る人物です。この文書も今まで度々出てきました「使節遵行」を指示するもので、備後国利生塔料所となる上山村・草村・櫃田村等の地頭職を浄土寺雑掌に引き渡し、料所に対する濫妨・狼藉を防止するように命じています。この時のもう一人の使節は同じく備後の有力国人・杉原民部丞親光に命じられています。これ以降、利生

塔料所をめぐる争いに関して、翌貞和三年(一三四七)六月二十日まで宮平太郎に係わる文書が「浄土寺文書」に現存しています。このうち、貞和三年五月十八日付けの「宮平太郎注進状」を見ると差出人は藤原盛重となっており、宮平太郎の実名が盛重で、本姓は藤原を称していることが分かります。前項の兼信・氏信の家系についても、氏信の庶子と思われる宮氏清が「相国寺供養記」(『群書類従』所収)に宮六郎藤原氏清と記されており、宮一族が本姓として藤原を名乗っていたことを確認できます。

また、観応二年(一三五二)六月二十九日付けで、杉原光房が浄土寺領得良郷への頼浦小松寺雑掌の濫妨停止を命じた「杉原光房奉書」の充所は、宮下野権守となっており、この年までに盛重が下野権守に任官していたことが分かります。観応二年は、足利尊氏が弟・直義及びその子直冬と覇権を争った観応の擾乱が始まる年です。この争乱に際して宮盛重は直義・直冬党に属していたようで、「萩藩閥閥録」卷八ノ二・福原対馬の項に数点、盛重が尊氏方の備後守護・岩松頼宥と戦っていることが分かる文書が残っています。しかし、観応二年十二月二十六日付けの岩松頼宥書状を最後に宮盛重の消息は杳として分からなくなります。『西備名区』卷四十四品治郡新市村の項には雲州葛原討死とありますから、直冬の没落に従って山陰地方で討死したのかも知れません。

盛重の次ぎの世代と思われる人物は、現存する古文書・日記等の一次史料上には発見されません。この人物が確認できるのは二次史料となりますが、『備陽六郡誌』所収・中興寺文書中の「師盛寄進状」です。この

文書は文和四年(一二五五)十一月一日付けで、宮師盛が東条宇計原村・西条森村等を宮氏の菩提寺・中興寺に寄進したものです。文和四年に所領の成敗権を師盛が握っているということは、この家系の惣領権が盛重から師盛に移動していることとなります。つまり文和四年までに盛重は死去し、師盛がその跡を継いだ可能性が高いと考えられます。師盛の実名と官途を結びつける中世の史料を探してみましたが、私の調査した範囲では見つけることはできませんでした。近世の史料になりますが、『福山志料』の中に中興寺に伝わる宮氏の位牌として、

- ・初代下野守盛重 法雲院前野州大守山翁禅律居士
- ・二代式部太輔師盛 見性院前倉部徳海起公居士
- ・三代越前守満盛 雲樹院前越州大守立峰本公居士
- ・四代刑部太輔満重 千手寺前刑部侍郎高岩超公居士
- ・五代新五郎元盛(入道昌純) 安養院白壁昌純居士
- ・六代左衛門佐教元 惠雲寺前金吾將軍松齡昌祝居士
- ・七代下野守政盛 慈眼院前野州大守雲岫忠公居士

とあり、盛重跡が師盛と記されています。本稿末の付表二を見ると、三代満盛から七代政盛までの実名が室町・戦国期の史料上で確認でき、この『福山志料』の記述は信頼が置けると考えられます。ここでは、師盛の官途は、式部太輔となっており、下野守ではありません。しかし、付表二では、三代満盛を除くと四代満重、五代元盛、六代教元、七代政盛

の何れもが下野守を称していることが確認できるため、師盛も下野守を称した可能性が高いと思われます。この推定が正しいとすれば、付表二から明らかなように、永和元年(一二七五)の石清水八幡宮参詣に足利義満近習としてみえる宮下野守は、師盛を指すこととなります。また、『福山志料』所収・中興寺文書中の「禅盛寄進状」を見ると、師盛は応永三年(一一三九六)までに出家し、沙弥禅盛と称していたと考えられます。また、中興寺文書中には応永十五年(一一四〇八)六月十八日付けの「禅盛制札」も収録されていて、師盛の活躍時期が応永年間の中頃にまで及ぶことが確認できます。したがって、前項で度々引用しました応永十五年十月十三日付けの「山内首藤家文書 八三」に登場する宮下野入道は、師盛であると考えられます。

師盛の後、下野守を称したことが確認できるのは四代満重で、前項に登場した宮上野介満信とともに、伊勢神宮に將軍家代参を行ったことが「花宮三代記」に記されており、この時の官途として下野守を称しています。

以上、見てきた宮氏の二つの家系で、南北朝期に下野守・下野入道を名乗っているのは、宮兼信と師盛だけです。したがって、備中守護を務めた宮下野入道に該当する可能性のある人物は、宮兼信、宮師盛の二人に絞られたこととなります。

【備中守護としての宮氏】

この項では宮氏が備中守護を務めた徴証を整理し、守護職としての在

任期間を明確化して、これと前項までの考察とを合わせることで宮兼信が備中守護職であった事を明らかにしたいと思います。

宮氏の備中守護在職の可能性を示す最も古い史料は、貞治三年（一三六四）六月十一日付けの「室町幕府奉書」（『九条家文書』所収）です。

この文書で宮下野入道は、東福寺領備中国上原郷の「使節遵行」を単独で命じられています。当時の司法制度では、このように「使節遵行」を単独で命じられるものは「守護」の場合と「国上使」と呼ばれる特殊な地位にある国人の場合があり、この文書からだけでは宮下野入道が備中守護かどうか判断できません。そこで別の文書を調べてみると、貞治三年九月十五日付けで宮下野入道充てにされた「室町幕府奉書案」（『山科家文書』所収）が見つかります。この文書で宮下野入道は、山科中将領備中国英賀庄に対する多治部備中守の濫妨を停止し、下地を山科中将雑掌に引き渡すよう命じられています。ここでも宮下野入道は、使節遵行を単独で命じられていますが、守護在職を示す文言は確認できません。しかし、これに関係して貞治四年閏九月にされた「山科家雑掌重光申状案」（『山科家文書』所収）は、再度、備中国英賀庄に対する多治部備中守等の濫妨停止を幕府に求めているものですが、この文書に、

「早欲仰于當国守護方、重被成奉書、被退多治部備中守」

とあり、この當国守護方とは先の貞治三年九月十五日付「室町幕府奉書」の充所・宮下野入道を指しますから、宮下野入道が備中守護を務めている

たことが確認できます。したがって、貞治三年六月十一日付けの「室町幕府奉書」も守護遵行を命ずるものと考えられ、おそらく貞治三年六月頃、宮下野入道は備中守護に補任されたと思われる。

また、貞治四年（一三六五）二月五日北朝が、室町幕府を通じて諸国守護に春日社造宮棟別銭の徴収を命じた古文書が「春日神社文書」の中に現存しており、このなかで備中国に対しては、

春日社造替料諸国棟別拾文事、所被下綸旨也、備中国分可致嚴密

沙汰之状如件、
(義詮)

貞治四年二月五日

(花押)

宮下野入道殿

とあり、宮下野入道の守護在職が確認されます。

さらに、貞治四年七月十日付け「足利義詮御判御教書写」（『細川侯爵家文書』所収）によれば、宮下野入道は備中国浅井郷内の畠山丹波守跡を曾我兵庫助に預け置くことを命ぜられています。これに関連し「沙弥某遵行状」が同じく「細川侯爵家文書」に現存しており、

「沙弥某遵行状」

備中国浅井郷畠山丹波守跡事、今年七月十日御教書如比、任被仰下之旨、沙汰付下地於曾我兵庫助、可被執進請取之状如件、

貞治四年八月七日

沙弥 花押

表二 南北朝期の宮氏（兼信系）の動静

年号	西暦	名前	推定	出典	事歴
康永元年五月	1342	宮下野守兼信	兼信	太平記	・尊氏方細川頼春の土肥昌義攻めに参戦
観応二年	1351	宮下野守兼信	兼信	太平記	・高師泰が石見より摂津、播磨へもどる軍中で活躍
観応三年四月二十五日	1352	宮入道 (兼信カ)	(兼信カ)	太平記	・石清水八幡宮の戦いに出陣
観応三年五月十一日	1352	宮入道 (兼信カ)	(兼信カ)	太平記	・石清水八幡宮の戦いで松田氏らとともに活躍
文和四年五月十九日	1355	宮入道 (兼信カ)	(兼信カ)	賢俊備正日記	・足利尊氏、義詮、京都の宮入道宿舎を訪れる
貞治元年	1362	宮下野入道道山 (兼信カ)	(兼信カ)	太平記	・足利直冬の攻勢に宮内の城に立て籠る
貞治二年九月	1363	宮下野次郎氏信	氏信	太平記	・宮内に足利直冬を破る
永和元年四月二十五日	1375	宮下野二郎 (氏信カ)	(氏信カ)	花栄三代記	・石清水八幡宮参詣近習
永和三年三月十日	1377	宮次郎左衛門尉 (氏信カ)	(氏信カ)	早大所蔵文書	・宮次郎左衛門尉、備後国長和庄東方石成庄下村地頭職を拝領
永和四年三月二十一日	1378	宮次郎左衛門尉 (氏信カ)	(氏信カ)	高野山文書	・「室町将軍足利義満御教書」高野山御備後国太田庄内宇賀郷秋光名の鑑坊停止使節
永和四年八月二十五日	1378	宮次郎左衛門尉 (氏信カ)	(氏信カ)	高野山文書	・「室町将軍足利義満御教書」高野山御備後国太田庄内宇賀郷秋光名の鑑坊使節
康暦三年二月	1381	宮次郎左衛門尉 (氏信カ)	(氏信カ)	田総文書	・「長井能里申状案」備後国長和庄東方石成庄下村地頭職の拝領
康暦三年二月	1381	宮下野入道道仙 (兼信カ)	(兼信カ)	田総文書	・「長井能里申状案」備後国長和庄東方石成庄下村地頭職の拝領、故人宮入道
明德三年八月八日	1392	宮修理亮藤原満盛	満盛	相国寺供養記	・相国寺供養室町将軍帯刀
明德三年八月八日	1392	宮六郎藤原氏清	氏清	相国寺供養記	・相国寺供養室町将軍帯刀
応永六年十二月七日	1399	宮上野 (氏信カ)	(氏信カ)	応永記	・宮上野、丹波国にて討死。(宮上野入道力)
応永十五年十月十三日	1408	宮次郎右衛門尉氏兼	氏兼	山内首藤家文書	・「室町将軍足利義持御教書」備後国石成庄等の拝領を訴える
応永十五年十月十三日	1409	宮満信	満信	山内首藤家文書	・「室町将軍足利義持御教書」備後国石成庄等の拝領す
応永十九年七月十六日	1412	宮次郎左衛門尉満信	満信	花営三代記	・石清水八幡宮放生会、足利義持公供奉衛府
応永二十八年八月十一日	1421	宮上野助(介)満信	満信	花営三代記	・伊勢神宮に将軍家代参

表三 南北朝期の宮氏（盛重系）の動静

年号	西暦	名前	推定	出典	事歴
貞和二年四月二十六日	1346	宮平太郎盛重	盛重	浄土寺文書	・「室町幕府執事奉書」備後国利生塔科所への鑑坊停止
貞和三年五月十八日	1347	宮平太郎盛重	盛重	浄土寺文書	・「宮盛重注進状」備後国利生塔科所への鑑坊に関する注進状
貞和三年六月二十日	1347	宮平太郎盛重	盛重	浄土寺文書	・「室町幕府禅律方頭人奉書」備後国利生塔科所への鑑坊停止
観応二年六月二十九日	1351	宮下野権守	盛重	浄土寺文書	・「杉原光房奉書」備後国得良郷地頭職の進行
正平六年十月十日	1351	宮平太郎	盛重	萩藩閩閩録	・備後国守護岩松頼有の居城勝戸山へ宮平太郎等が押寄せる
正平六年十月十八日	1351	宮平太郎	盛重	萩藩閩閩録	・備後国守護岩松頼有の居城勝戸山へ宮平太郎等が押寄せる
正平六年十二月二十六日	1351	宮平太郎	盛重	萩藩閩閩録	・宮平太郎等が荏原城の後攻めに押寄せるとの風聞あり
文和四年十一月一日	1355	宮師盛	師盛	備陽六郡誌	・「中興寺文書」師盛寄進状
永和元年三月二十七日	1375	宮下野守 (師盛カ)	(師盛カ)	花営三代記	・石清水八幡宮参詣近習
至徳二年七月七日	1385	宮下野守 (師盛カ)	(師盛カ)	東寺百合文書	・「室町将軍足利義満御教書」安芸国務を東寺雑掌に打渡す
至徳二年七月二十八日	1385	宮下野守 (師盛カ)	(師盛カ)	吉川家文書	・「室町将軍足利義満御教書」安芸国大朝本庄枝村、田原、竹原等の使節進行
至徳二年十月十四日	1385	宮下野守 (師盛カ)	(師盛カ)	東寺百合文書	・「室町将軍足利義満御教書」安芸国領衛の下地を東寺雑掌に打渡す
明德三年八月八日	1392	宮修理亮藤原満盛	満盛	相国寺供養記	・相国寺供養室町将軍帯刀
応永三年十一月十九日	1396	禅盛	盛 (師盛カ)	福山志科	・「中興寺文書」宮禅盛寄進状
応永十五年六月十八日	1408	沙弥禅盛	盛 (師盛カ)	福山志科	・「中興寺文書」宮禅盛制札
応永十五年十月十三日	1408	宮下野入道 (師盛カ)	(師盛カ)	山内首藤家文書	・「室町将軍足利義持御教書」備後国石成庄等の下地を宮氏兼に沙汰付ける。
応永二十八年三月十六日	1421	宮下野守満重	満重	花営三代記	・伊勢神宮に将軍家代参

表四 備中守護としての宮氏

年号	西暦	名前	推定	出典	事歴
貞治三年六月十一日	1364	宮下野入道	兼信	九条家文書	・「室町幕府奉書」東福寺領備中国上原郷の進行
貞治三年九月十四日	1364	宮下野入道	兼信	東寺百合文書	・「室町幕府奉書案」東寺領備中国新見庄領家職の鑑坊を停止
貞治三年九月十五日	1364	宮下野入道		山科家古文書	・「室町幕府奉書案」備中国英賀庄水田岩部両郷の進行
貞治三年十月十四日	1364	宮下野入道		前田家所蔵文書	・「室町幕府奉書」石清水八幡宮領備中国水内北庄の進行
貞治四年八月七日	1365	宮下野入道		細川侯爵家文書	・「室町将軍足利義満御教書」備中国浅井郷内畠山丹波守跡の進行
貞治四年八月七日	1365	沙弥		細川侯爵家文書	・備中国浅井郷内畠山丹波守跡の守護所宛の施行状
貞治四年十一月十八日	1365	(宮下野入道)		東寺百合文書	・東寺領備中国新見庄領家職進行使節を三村尾盛次郎と庄次郎左衛門尉に指名
貞治四年二月五日	1365	宮下野入道		春日神社文書	・春日社造替の棟別銭を諸国守護に課す。備中、宮下野入道
貞治四年閏九月	1365	宮下野入道		山科家古文書	・「山科家雑掌重光申状」に去年九月十五日卯子当守護方とある

備中守護所

とあり、この沙弥は宮下野入道と考えられますから、この文書の花押はおそらく現存する唯一つの宮兼信のものということになります。

以上、『室町幕府守護職制度の研究 下』（佐藤進一氏著）に沿って宮下野入道の備中守護在職の徴証を見ましたが、佐藤氏によると貞治四年十一月頃まで宮下野入道の在職が確認され、貞治五年（一三六六）九月以降は、洪川義行の在職が認められるようになります。また、「臥雲日件録抜尤」の文安五年（一四四八）正月十三日の条に、宮一族の禅僧季照中明の話として、

「族祖在等待院・宝篋院殿代、特存忠節、而勲功居多、由是賜備中国、先是宝篋院殿有周防・備中両国内、必可令守護之書、于今家蔵為珍也、」

とあり、義詮より周防か備中の守護職を与えると云う約定の書を賜わり、のちに備中国を賜わったと言う家伝が残されていたと書かれています。

以上の考察から、宮下野入道の備中守護在職に関する史料を表四にまとめます。表四より宮下野入道の備中守護在職は、

・備中守護職宮下野入道

貞治三年（一三六四）六月頃～翌貞治四年（一三六五）十一月頃
また、南北朝期の宮氏の実名及び官途をまとめた表二・三から、宮氏でこの時期に下野入道を称している人物と期間は、

・宮下野守兼信入道道仙（又は道山）

観応三年（一三五二）～応安年間カ（一三七四）

・宮下野守師盛入道禅盛

応永三年（一三九六）～応永十五年（一四〇八）

ですから、守護職在職期間と重なりをもつのは、宮兼信ということになります。したがって、備中守護職を務めた人物は宮下野守兼信入道道仙に比定されたことになります。

【下野守と惣領職】

宮下野次郎氏信が、父兼信の官途・下野守を称ず、上野介を称したことが分かった時に、仮名・官途を問わず世襲傾向の強いこの時代にあつては、珍しいことですと書きました。そして、その後の検証で下野守は盛重の系統が引き継ぎ、宮師盛が永和元年以降下野守を称していることも分かりました。この項では、下野守の官途がなぜ兼信家系から盛重の家系に移されたのかについて、私見を少し述べてみたいと思います。

私が、宮氏に関する史料をいろいろと調べているうちに強く感じたことは、宮一族にとって下野守という官途には特別な思い入れがあるのではないかと云うことです。『広島県史』では、明確に下野守を惣領としていますが、『福山市史』では盛重の系統（下野守家）を庶子家として兼信の系統、すなわち上野介家を惣領家として扱っています。私見では、おそらく下野守は宮氏惣領職を表わす官途だと思えます。その根拠としては、有名な『大館常興日記』（『続史料大成』所収）天文十年八月四日の

条には、宮下野守家が断絶したので、大内方の宮彦次郎なる人物が大館晴光に宮氏惣領職を要求してきたと言う内容が記されています。即ち、下野守家の断絶で宮彦次郎に惣領職の要求権が発生したということになり、下野守家が惣領家であったと考えられます。尚、宮彦次郎は、田口会長が会報六八号に書かれているように、この小論でも登場した宮氏兼の家系だと考えられます。(付表一参照)また、宮氏の主力が減び去ったあとに、毛利家に仕えた小双可宮氏の惣領家は、やはり下野守を官途としています。小双可宮氏は、下野守家の家臣的な立場にあったためかもしれません。このことも宮氏によって下野守という官途が大切にされている根拠の一つと考えられます。

さて、下野守が宮氏惣領職を示す官途だとすると、宮兼信から宮師盛への官途の移譲は、兼信系から盛重系への惣領職の移譲を意味することになります。もし本当にこの時、惣領職の移譲が行われたとすれば、その理由が最も大きな問題となります。南北朝時代に惣領家の交代に関する記録がないかどうか調査してみると、山内首藤氏にそれに近い事態を確認することができます。観応の擾乱に際して山内首藤氏は、惣領通継は直冬方に味方し、庶子家の時通・通忠は一貫して尊氏方に属してしましました。しかし、直冬の没落が決定的となった段階で通継も尊氏方に帰服することになるのですが、貞治四年六月一日には惣領通継が通忠を養子として本領地毗莊地頭職を譲り渡しており、実質的には惣領職の通継系から時通系への委譲と考えられます。

南北朝初期の宮方(後醍醐天皇)と武家方(足利尊氏)の争乱に対し

て、兼信は『太平記』にあるように武家方として終始活躍しています。しかし、盛重に関しては史料が現存せずどちらに味方していたか明確ではありません。動乱の時代、武家は争いの一方にかけることはせず、二つの党派に分かれて自家の保全を図ることが一般的傾向です。したがって兼信が尊氏方(北朝)に属していたということは、盛重は後醍醐天皇方(南朝)についていたと推論しても良いのではないのでしょうか。先に見てきましたように、観応の擾乱にさいして兼信は尊氏・義詮方に、盛重は直義・直冬方に分かれて戦っており、おそらく南北朝初期の争乱に對しても同様の分裂が見られたと思われれます。南北朝初期の争乱は、尊氏方に有利に推移したため、尊氏方であった兼信の家系が優勢となり、また本来の惣領家・盛重系が幕府に敵対していた関係上、一時的に宮氏惣領職が兼信の家系に移され、兼信が下野守を称したのではないかという推論も許されるのではないのでしょうか。その後、南朝方の衰退に伴い盛重の系統も尊氏方に属すこととなったため、下野守の官途は、惣領職とともに盛重の系統に返されることになったのではないのでしょうか。このことが兼信の称した下野守の官途を盛重系の師盛が引き継いだ理由ではないかと思えます。

この推定に対する論拠になりそうな記録が、『蔭涼軒日録』に見られます。時代は南北朝から百五十年ほど下って十五世紀末ですが、細川政元邸で行われた宴席の席次を巡って兼信系の宮若狭守宗兼(付表一参照)と盛重系の宮下野守政盛(付表二参照)が惣領職の論争を繰り広げています。この論争のなかでお互いに自家が惣領家であるという文書を

提出しており、先の南北朝前期の惣領職の委譲に関する経緯を示したものではなかったのかと推論されます。百五十年という時の流れが、実際におこった惣領職委譲の経緯自身を風化させ、その時の文書のみが残ったために宗兼と政盛の惣領家論争がおこったと考えることはできないのでしょうか。以上、宮氏惣領職に対する私見を述べさせて戴きました。

【最終章】

この小論を記述する上で、一つ暗黙のうちに仮定としたことがあります。それは『太平記』に現われる実名の信頼性です。なぜなら、宮下野守兼信及び宮下野次郎氏信の実名を確認できる史料は、『太平記』しかないからです。近世の史料である『備陽六郡誌』、『福山史料』、『西備名区』等はいずれもこの時期の亀寿山城主の実名を『太平記』によっています。『備後古城記』の記述も説明はありませんが、おそらく『太平記』を参考していると考えられます。このため、以下に『太平記』の成立にかんする史料を調べた結果について述べてみることにします。

鎮西探題として有名な今川了俊（貞世）の記した『難太平記』の中に、『太平記』の成立に関して次ぎのような伝聞の記述があります。法勝寺の僧恵鎮上人が、『太平記』の原本を足利直義のもとに持参したとき、直義が側近の学僧玄恵に検閲されました。この時、原本には多くの誤りや政治的な問題があると言ふことでそれらの削除・修正が完了するまで外部への公開を禁じられたと書かれています。したがって、『太平記』の監修は室町幕府の手に依っていたことが分かります。また、『太平記』は室町

幕府の草創に参画した武家達にとって、自らの家系の功績を主張する拠り所になっていました。例えば、了俊は『難太平記』の中で父今川範国・兄範氏の功績がないがしろにされている箇所を三箇所あげています。そして、その三箇所には「もしやさる御沙汰」と書かれており、これは了俊の『太平記』改訂にたいする期待を表わすとともに、「御沙汰」と書かれるということは『太平記』改訂が足利義満の政治的判断によっていることを表わしています。以上から判断して『太平記』の記述内容には室町幕府の政治的意図が含まれるために、そのまま信頼することに問題はありますが、幕府草創期の正史を意図した面もあるため人名に関する記述は信じて良いのではないかと思えます。よってこの小論では『太平記』の記述を信用して宮下野入道の実名を兼信と取りました。

以上、ほぼ私の半年間の調査結果をまとめて見ました。自分なりに一生懸命考えたつもりですが、勉強不足から誤りが多々あるかも知れません。先達の皆さんの御批評・御批判等お聞かせいただければ幸いです。宜しくご指導をお願い致します。

【参考文献】

最後に参考にさせて戴いた文献・史料を提示します。

※田口義之氏

『備後中興寺徳雲寺大壇越宮氏七代編年実録』

『備後の国人』（『山城志 第九集』所収）

『亀寿山城宮氏について』（『山城志 第七集』所収）

「亀寿山城跡について」

(福山市立福山城博物館「友の会たより」No.13所収)

「久代宮氏の出自について」(『備陽史探訪』第六八号所収)

※福田豊彦氏

「室町幕府の「奉公衆」 御番帳の作成年代を中心として

(『日本歴史』二七四号)所収)

「室町幕府「奉公衆」の研究」

(『北海道武蔵女子短期大学紀要』三)所収)

※福田豊彦・佐藤賢一氏

「室町幕府將軍権力に関する一考察 將軍近習を中心として」

(『日本歴史』二二八・九号所収)

※今谷 明氏

「東山殿時代大名外様附」について」(『史林』六三卷六号所収)

※小林 宏氏

「室町時代の守護使不入権について」(『北大史学』十一号所収)

※市原陽子氏

「室町時代の段銭について」(『歴史学研究』四〇四・五号所収)

※松井輝昭氏

「国上使」・「国使節」についての覚書

(『広島県史研究』五号所収)

※「室町幕府守護制度の研究 下」 佐藤進一氏

※「室町幕府守護職家辞典 下」 今谷 明・藤枝文忠氏編

※「広島県史」 中世・古代中世資料編Ⅳ・Ⅴ

※「岡山県史」 中世Ⅰ・編年史料

※「福山市史」 上

※「大日本史料」 第六編十九・二十六・二十七

※「群書類従」

※「大日本古文書」

※「南北朝遺文」 中国・四国編第四卷

※「岩波講座 日本歴史7 中世3」

※「日本古文書学講座」 四・中世編Ⅰ

※「古文書入門ハンドブック」 飯倉晴武氏

※「日本の歴史 9 南北朝の動乱」 佐藤進一氏

※「西備名区」 馬屋原呂平 (『備後叢書』所収)

※「備陽六郡志」 宮原八郎左衛門 (『備後叢書』所収)

※「福山志料」 菅 茶山

※「大館常興日記」 (『増補史料大成』所収)

※「康富記」 (『増補史料大成』所収)

※「蔭涼軒日記」 (『増補史料大成』所収)

※「萩藩閥閥録」

※「萩藩諸家系譜」 岡部忠夫氏編著

※「石清水八幡宮史料叢書 臨放記」

※「太平記へよみ」の可能性」 兵藤裕己氏

※「日本古典文学体系 太平記」

付表一 信頼度の高い文書に現われる宮氏

名 前	年 代	備 考	文 献
宮下野守兼信	1342年	康永元年	「太平記」
宮 入 道	1355年	文和四年五月十九日	「賢俊僧正日記」「大日本資料」第六編之十九
宮下野入道	1362年	康安二年	「太平記」
宮下野次郎氏信	1362年	康安二年	「太平記」
宮下野入道	1364年	貞治三年九月十四日	「東寺百合文書」江二十七下之三十二 室町將軍足利義詮御教書
宮下野入道	1364年	貞治三年十月十四日	「前田家所藏文書」古蹟文徴三 室町將軍足利義詮御教書
宮下野二郎	1375年	永和元年四月二十五日	「花營三代記」石清水八幡宮參詣近習
宮次郎左衛門尉	1377年	永和三年三月十日	備後守護今川了俊遵行状 早稲田大学付風因書館所藏文書
宮次郎左衛門尉	1378年	永和四年三月廿一日	「高野山文書」宝簡集六 足利將軍家御教書 細川頼之
宮次郎左衛門尉	1378年	永和四年八月廿五日	「高野山文書」又號宝簡集一四二 足利將軍家御教書 細川頼之
宮下野入道道仙(故人)	1381年	康暦三年二月	「田總文書」田總能里申状案
宮次郎左衛門尉	1381年	康暦三年二月	「田總文書」田總能里申状案
宮上野介	1399年	応永六年	「応永記」宮上野介討死
宮 満 信	1408年	応永十五年十月十三日	「山内首藤家文書」八三号 室町將軍家足利義持御教書 棧筋：山内四郎次郎宛
宮次郎左衛門尉満信	1412年	応永十九年七月十六日	石清水八幡宮放生会、足利義持公供奉衛府
宮次郎左衛門尉	1417年	応永二十四年八月十二日	石清水八幡宮放生会、足利義持公供奉衛府
宮上野介	1419年	応永二十六年八月十一日	石清水八幡宮放生会、足利義持公供奉布衣
宮上野助(介)満信	1421年	応永二十八年十一月	「花營三代記」將軍家熊野代參
宮又次郎教信	1437年	永享九年十月二十一日	「永享九年十月二十一日 行幸記録」布衣
宮次郎左衛門尉教信	1438年	永享十年八月十五日	石清水八幡宮放生会、足利義教公供奉帶刀
宮上野介教信	1442年	嘉吉二年	「御の日記」
宮上野介教信	1442年	1443年 嘉吉二年、三年	「御の日記」
宮上野介	1444年	1449年 四番在国衆	「文安年中御番帳」
宮上野介	1450年	1456年 四番	「永享以來御番帳」
宮上野介	1456年	康正二年	「康正二年造内裏段錢并國役引付」 備後國所々ヶヶ所段錢二拾貫文
宮常陸介持信	1456年	1457年 康正二年	「御の日記」
宮上野介	1459年	1465年 四番	「久下番帳」
宮若狭守	1468年	応仁二年	「応仁記」細川勝元によって花御所追放され、東軍へ走る。
宮若狭守(政信)	1475年	文明七年(1475年)	「小早川家証文」二〇二号、二〇四号、二〇五号
宮上野介	1483年頃	文明十五年頃カ	「平賀家文書」一五四号 大田垣風朝書状
宮若狭守宗兼	1487年	長享元年九月十二日	「長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到」東山殿様祇候
宮若狭守	1489年	長享三年八月十二日	「蔭涼軒日録」下野守と若狭守が総領の論争
宮上野入道	1492年	1493年 五番	「東山殿時代大名外様附」
宮又次郎	1492年	1493年 五番	「東山殿時代大名外様附」
宮上野介	1510年	永正七年	「犬追物手組日記」犬追物手組
宮 実 信	1521年カ	1528年頃 大永年中カ	「萩藩岡録遺漏」巻四ノ二
宮上野介	1527年カ	大永七年カ	「萩藩岡録」巻六七 高須惣左衛門
宮上野介	1537年	天文六年十二月十四日	「証如上人日記」
宮上野介	1539年	天文八年十二月十一日	「証如上人日記」
宮次郎左衛門尉	1548年カ	天文十七年カ六月十六日	「毛利家文書」大内義隆書状 宮次郎左衛門尉要害落去
宮次郎右衛門尉氏兼	1408年	応永十五年十月十三日	「山内首藤家文書」八三号
宮次郎右衛門尉	1415年	1421年 応永二十二～二十八年	「御の日記」
宮 備 中 守	1423年	1425年 応永三十～三十三年	「御の日記」
宮 備 中 守	1430年	永享二年	「普賢院殿御元服記」 御後衛府侍
宮彦次郎	1444年	1449年 四番	「文安年中御番帳」
宮彦次郎	1456年	康正二年	「康正二年造内裏段錢并國役引付」 備後國之内段錢三貫文
宮彦次郎	1459年	1465年 四番	「久下番帳」
宮 備 中 守	1461年	寛正二年	「御の日記」
宮若狭守宗兼	1487年	東山殿様祇候人数	「長享元年九月二十日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到」
宮若狭守	1489年	長享三年	「蔭涼軒日録」下野守と若狭守が総領の論争
宮彦次郎	1492年	1493年 五番	「東山殿時代大名外様附」
宮彦次郎	1541年	天文十年	「大館常興日記」天文十年八月四日、宮下野守家断絶、総領職要求
宮式部丞盛廣	1412年	応永十九年	石清水八幡宮放生会、足利義持公供奉衛府
宮式部丞	1417年	応永二十四年	石清水八幡宮放生会、足利義持公供奉衛府
宮三河守	1421年	応永二十八年十一月	「花營三代記」御台所熊野參詣護衛
宮三河守	1430年	永享二年	「普賢院殿御元服記」 帶刀
宮三河守盛廣(康)	1439年	永享十年八月	石清水八幡宮放生会、足利義教公供奉帶刀
宮三河入道	1444年	1449年 四番	「文安年中御番帳」
宮式部丞	1456年	康正二年	「康正二年造内裏段錢并國役引付」 備後國段錢五貫文
宮式部丞	1459年	1465年 四番	「久下番帳」
宮左衛門大夫	1444年	1449年 一番在国衆	「文安年中御番帳」
宮孫左衛門尉	1444年	1449年 一番	「文安年中御番帳」
宮孫左衛門大夫	1450年	1456年 一番	「永享以來御番帳」
宮半次郎	1487年	一番	「長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到」
宮常陸介	1492年	1493年 五番	「東山殿時代大名外様附」

付表二 信頼度の高い文書に現われる宮氏

名前	年代	備考	文獻
宮平太郎盛重	1346年	貞和二年四月廿六日	「浄土寺文書」七三号 室町幕府執事奉書(武蔵守・高師直)
宮藤原盛重	1347年	貞和三年五月十八日	「浄土寺文書」九〇号 宮平太郎盛重進状
宮藤原盛重	1347年	貞和三年六月十日	「浄土寺文書」八二号 室町幕府禪律方頭人奉書(大学頭・藤原有範)
宮下野健守	1351年	貞応二年六月廿九日	「浄土寺文書」八五号 杉原光房奉書(散位・杉原左近将監光房、任伯善守)
宮平太郎	1351年	正平六年十月十六日	「毛利家文書」一三八〇号 岩松頼有書状 長井出羽守宛
宮平太郎	1351年	正平六年	「萩藩閩閩録」巻8ノ2 福原対處 46(十月十日)、47(十月十八日)、49号(十二月廿六日)
宮師盛	1355年	文和四年	「中興寺文書」宮師盛寺領安堵状
宮下野守	1375年	永和元年三月廿七日	「花宮三代記」石清水八幡宮參詣近習
宮下野三郎	1375年	永和元年三月廿七日	「花宮三代記」石清水八幡宮參詣近習
宮下野守	1385年	至徳二年七月七日	「東寺百合文書」オ一ノ二五 室町將軍足利義満御教書 使節：松田備前守
宮下野守	1385年	至徳二年七月二十九日	「吉川家文書」二二八号 室町將軍足利義満御教書 使節：松田備前守
宮下野守	1385年	至徳二年十月十四日	「東寺百合文書」オ一ノ二五 室町將軍足利義満御教書 使節：松田備前守
宮修理亮藤原満盛	1392年	明德二年八月八日	「相國寺供養記」帯刀
宮禪盛	1396年	応永三年	「中興寺文書」宮師盛寺領寄進状
宮禪盛	1408年	応永十五年	「中興寺文書」制札
宮下野入道	1408年	応永十五年十月三日	「山内首藤家文書」八三号 室町將軍家足利義持御教書 使節：山内四郎次郎宛
宮下野守	1419年	応永二十六年	石清水八幡宮放生会、足利義持公供奉布衣
宮下野守満重	1421年	応永二十八年三月	「花宮三代記」御台所熊野參詣誓護
宮下野守	1430年	永享二年	「普賢院殿御元服記」御後衛府侍
宮下野守元盛	1437年	永享九年十月二十一日	「永享九年十月二十一日 行幸記録」御供奉帯刀
宮下野守元盛	1439年	永享十年八月十五日	石清水八幡宮放生会、足利義教公供奉帯刀
宮元盛	1440年	永享十二年正月十六日	「中戸文書」宮元盛寄進状
宮下野守	1444年	1449年	五番在国衆
宮下野守	1450年	1456年	五番
宮下野守	1450年	1456年	五番
宮修理亮	1450年	1456年	五番
宮下野修理亮教元	1450年	1450年	宝徳二年七月五日
宮下野彌三郎	1452年	寶徳四年	「御の日記」
宮中務丞	1453年	享徳二年	「御の日記」
宮下野守	1456年	康正二年	「康正二年造内裏段銭并国役引付」 備後國之内内段銭拾貫文
宮下野守	1456年	康正二年	「康正二年造内裏段銭并国役引付」 備後國之内内段銭拾貫文
宮駿河守教元	1458年	長祿二年十二月五日	「在盛卿記」 御作事方奉行人
宮駿河守	1459年	長祿三年十二月十八日	「藤涼軒日録」 脚段銭十貫文
宮中務丞	1461年	寛正二年四月廿九日	「小早川家証文」一三二号 室町將軍足利義政御教書 使節：小早川備後守宛
宮昌純	1463年	寛正四年十二月三日	「中興寺文書」制札
宮駿河守	1465年	寛正六年一月二日	「親元日記」將軍家御供
宮駿河守宗元	1465年	寛正六年二月一日	「親元日記」
宮下野没す	1465年	寛正六年二月十一日	「親元日記」
宮駿河守	1465年	寛正六年二月十一日	「親元日記」
宮下野守	1465年	寛正六年十一月廿五日	「親元日記」
宮中務丞	1466年	文正元年七月卅日	「御産所日記」鳴玄
宮下野守	1468年	応仁二年	「応仁記」細川勝元によって花御所追放され、東軍へ走る。
宮下野守	1469年	応仁三年	「応仁記」撰津池田城攻略
宮教元	1475年	文明七年十一月廿四日	「毛利家文書」一五一号 毛利豊元讓状
宮五三郎(盛忠)?	1475年	文明七年(1475年)	「小早川家証文」三〇二号、二〇四号、二〇五号
宮下野守	1485年	文明十七年	「犬追物手組日記」犬追物手組
宮下野守政盛	1487年	五番	「長享元年九月十二日 常徳院殿様江州御動座 當時在陣衆到着」
宮下野守	1488年	長享二年六月八日	「藤涼軒日録」修理亮改め、下野守
宮下野守	1489年	長享三年七月七日	「藤涼軒日録」將軍家御供衆
宮下野守	1489年	長享三年八月六日	「藤涼軒日録」九我番子
宮下野守	1489年	長享三年八月十二日	「藤涼軒日録」下野守と若狭守が総領の論争
宮下野守	1492年	1493年	五番
宮中務丞	1492年	1493年	五番
宮政盛	1496年	明応五年四月十二日	「山内首藤家文書」一九四号 政盛書状 山内次郎四郎宛
宮政盛	1499年	明応八年七月十二日	「中戸文書」宮政盛寄進状
宮下野守	1512年	水正九年	「御隨身三上記」
宮新五郎親忠	1512年	永正九年十一月廿三日	「中興寺文書」制札
宮政盛	1517年	永正十四年六月十七日	「中戸文書」宮政盛制札
宮親忠	1521年	永正十八年四月十日	「萩藩閩閩録」第二四九 宮与左衛門 柏村合戦感状 小怒可又次郎(定実)宛
宮政盛	1521年	永正十八年四月十日	「萩藩閩閩録」柏村合戦感状 小怒可又次郎(定実)宛
宮下野守	1527年	大永七年	「大内義隆記」備後国和知又九郎の城攻めでにあり。
宮下野守	1541年	天文十年八月四日	「大館常興日記」天文十年八月四日、宮下野守家断絶
宮又五郎盛長	1437年	同布衣	「永享九年十月二十一日。行幸記録」
宮五郎左衛門盛長	1439年	永享十年八月	石清水八幡宮放生会、足利義教公供奉帯刀
宮五郎左衛門尉	1444年	1449年	五番
宮五郎左衛門尉	1445年	1446年	文安二年
宮五郎左衛門尉	1450年	1456年	五番
宮五郎左衛門	1456年	康正二年	康正二年造内裏段銭并国役引付 備後國神石郡高光郷段銭一貫文
宮五郎左衛門盛秀	1487年	五番	「長享元年九月十二日 常徳院殿様江州御動座 當時在陣衆到着」
宮遠江守盛秀	1490年	延徳二年	「藤涼軒日録」 走衆
宮遠江守盛秀	1491年	延徳二年	「藤涼軒日録」 走衆
宮遠江守	1492年	延徳三年	「藤涼軒日録」 走衆
宮五郎左衛門尉	1492年	1493年	五番
宮遠江又五郎	1495年	明応四年	「前田家所蔵文書」広島県史 古代中世資料編